

代表取締役
奥山恭之

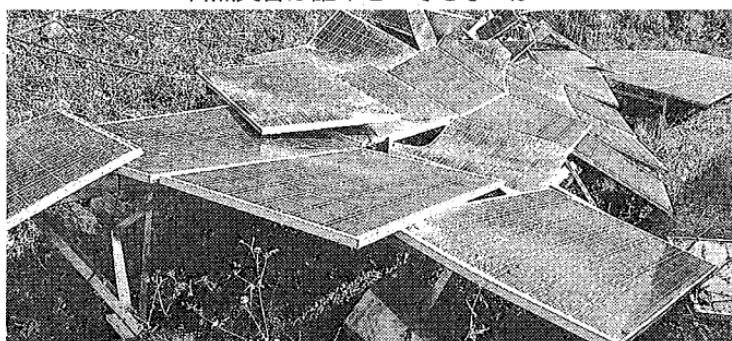
エナジービジョン

自然災害なのに保険金が下りないことも…

気候変動の影響か、この数年、猛烈な台風が続いているのかを把握して、強風と大雨により、太陽光発電所の損害も多発発生しており、メディアで取り上げられることも多くなった。

このような自然災害による損害をカバーするために保険制度がある。ただし、保険も万能ではない。安易に「保険に入っているから大丈夫」と考えるのは危険だ。まずは「どのような損害

自然災害は誰のせいでもないが…



第35回 — 加入している保険の免責事項はしつかり把握するべき

も基本と

- ①自然災害保険
- ②第三者への賠償責任
- ③売電損失を補償する保険

①は、災害で発電所が損壊した場合に、それ自体を直す費用を負担するもの。「ごく一般的な火災保険のイメージ」。

②は、風でパネルが飛んで、隣の発電所にぶつかって損害を与えてしまった、などの時に、弁償するための費用を負担するもの。

例えば①自然災害保険の免責事項として、「本来有すべき性能を持つない場合は免責」とい

う内容が入っている。まつとうな発電所を作り、適切にメンテナンスする。これが保険でのりスクヘッジを考える上で

損壊した時に得られる設計・施工ミスで、基礎や架台の強度が足りない発電所も散見されるが、そのような場合「本つていよい発電事業者もいる。しかし万一、甚大な被害を受けた場合に発電事業を継続することが困難になるので、最低でもも①自然災害保険には入つておけばいいだろう。また保険を掛けていたとしても同様だ。「壊れたらどうしても、保険金が支払われない危険性がある。また適切なメンテナンスをせずに、経年劣化などで強度が落ちていた場合も同様だ。「壊れたら夫」と過信するのは大間違いだ。